第３２回（令和３年度第２回）熊谷市入札適正化委員会

１　開催日時　　令和４年２月１５日（火）午前９時３０分開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟　第１委員会室

３　会議の内容

⑴　開　　会

⑵　あいさつ

⑶　議　　事

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ　抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

- 一般競争入札　　４件／対象案件　　４８件
- 指名競争入札　　１件／対象案件　　５４件
- 随意契約　　０件／対象案件　　５件

業務委託

- 指名競争入札　　１件／対象案件　　１４件

〈上下水道部〉

建設工事

- 一般競争入札　　２件／対象案件　　３３件
- 指名競争入札　　０件／対象案件　　７件

業務委託

- 指名競争入札　　１件／対象案件　　１５件
- 随意契約　　０件／対象案件　　１件

ウ　その他

⑷　閉　　会

議事の概要

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、令和３年７月１日から令和３年１２月２８日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

イ　抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・熊谷市営大幡住宅１３・１４号棟解体工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　市内業者が９者いる中で、入札参加申請したのが２者で、１者は入札を辞退ということで、応札業者が少ない印象があるが、その理由はどういったことが考えられるか。

事務局：　本工事の入札参加資格は解体工事業になるが、登録している業者は主に土木工事や建築工事を行っていて、解体工事のような特殊な工事はあまり注目していないと思われる。昨年度は解体工事を２件発注したが、１回目は不調となり２回目に業者が決まるものもあり、令和３年度もこれまでの実績等から応札する業者が少なかったと考えられる。

委　員：　アスベストについて、団地の中で行われる工事で周辺への影響も大きいが、積算にはそういったこともを加味しているのか。絞って積算したことで、業者にとっては利益がなくなり応札が少なくなったということはないか。

事務局：　予定価格についての全体的な話では、平成２６年に担い手三法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律等が改正され、適正な予定価格の設定等が規定された。このような動きの中で、適正な利益があがるよう予定価格の設定を行っている。

事務局：　本工事におけるアスベストは、ボード類等に使用されているのみで、隔離等を処置しながら工事を進めている。

委　員：　落札業者は、アスベスト対策を十分に施しつつ解体工事を行うことができているということでよいか。

事務局：　そのように考えている。

委　員：　従前の解体工事でも応札業者は限られているとのことだが、今回の業者と同じような業者だったのか。

事務局：　昨年度の解体工事では、今回とは別の業者が２工事を落札している。

委　員：　応札業者がいつも少ないということであれば、対象を広げるのも競争のために必要なことと思われる。今のところは毎回この業者だけ、ということではないということでよいか。

事務局：　そのように考えている。

事案２・・・上石第一第１調整池築造工事【一般競争入札】
【質疑応答】
特になし。

事案３・・・市道９０００１号線雨水対策工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　３者が同額での入札で、最低制限価格とも同額になっているが、このことについて何か理由は考えられるか。
事務局：　本工事は一般的な土木工事であり積算自体は難しいものではないこと、最低制限価格の算定式は公表されていること及び積算ソフトも市販されていて利用できることから、複数の業者において最低制限価格と同額の入札になったものと考えられる。
　また、以前と同一の工事名で異なる落札業者となっていることについては、以前の工事は令和２年１０月に開札しているが、工事名は同じだが今回よりも設計金額が低かったため下のランクの業者が対象になり、別の業者が落札する結果となっている。
委　員：　令和２年度の工事は施工済か。
事務局：　施工済である。

事案４・・・市道１２５号線道路改良工事（その２）【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　１者のみの入札である。比較対象がない中でこの案件で総合評価を採用したメリットは何か。
事務局：　総合評価方式は価格だけでなく評価項目を取り入れて総合的に判断して業者を決定するものだが、本市ではこれまで主に@級を対象にしてきた。
　総合評価は、評価項目で企業の努力や能力を評価することで、企業の技術能力向上への意欲を高めて建設業者の育成に貢献するというメリットがある。
　こういったことを勘案し、@級だけでなくＡ級でも総合評価を行っていこうとするものである。
委　員：　１者だけだったのは、今回は入札金額だけではなく評価項目も対象になるということで、最初から無理だと判断して応札しなかったのではないか。
事務局：　１者入札になった理由は、Ａ級を対象とした土木工事の発注が若干重なったことにあると思われる。発注が重なると、業者は応札できずに辞退するということがありうる。
　なお、建設業法等の改正による建設業界の働き方改革の１つとして、「施工時期の平準化」がある。これは年度当初に工事量が少なく後半にいくにつれて増えていく状況をやめて、年間を通じて工事量を安定させるというものである。本市でも年度当初に発注することについては成果が上がってきているが、今回のように夏以降の発注については、施工時期の平準化をさらに推進していかなければならないと考えている。
委　員：　選択評価項目の項目は案件ごとに選んでいるのか。
事務局：　案件ごとに選んでいる。本件では土木Ⅲ型を選んだ。土木Ⅲ型は現在の企業努力も評価できるものと考えている。

委　員：　前回の総合評価に係る審議案件では、選択評価項目で障害者雇用やＣＯ２削減対策が入っていたが今回は入っていない。社会情勢や政府の取組を考えれば入っていてよいと思うが、外した意図は。

事務局：　前回は評価項目選択型によって総合評価を行っていた。今回はＡ級を対象にしたことやこの工事に即した項目ということで土木Ⅲ型とした。なお、評価項目の決定に当たっては埼玉県にも意見聴取を行っている。

事務局：　今回の工事は設計金額が低いこともあって対象業者のランクも低くなる。このような中で、評価項目がパッケージとして決まっていて、簡易な評価システムとなっている土木Ⅲ型を採用した。

委　員：　ランクの低い業者を対象にしては、総合評価を採用する必要性やメリットがないのではないか。

事務局：　今回はこの金額の範囲で初めて総合評価を採用した。１者入札となったことへの妥当性についてのお話もあったが、本市では１者入札を可としていて総合評価でも同様の取扱いとしている。

委　員：　この工事で総合評価を採用した理由は、@級だけでなくＡ級にも総合評価を取り入れる考えがあったからということでよいか。

事務局：　お考えのとおりである。

委　員：　工事内容はそれほど珍しくない道路改良工事なので、あえてこの工事を総合評価にしてみたということもあるのか。

事務局：　本工事は籠原駅南口から県道までの区間だが、路線が都市計画道路であることやこの区間の手前までの工事である市道１２５号線道路改良工事（その１）において総合評価を採用したこともあり、工程管理等に責任を持って施工できる業者を選定したいという考えがあり、総合評価を採用した。

委　員：　結果として応札がほとんどなかったということで、総合評価を取り入れればそれでよいということでもないということか。

事務局：　施工時期の平準化を夏以降も進めていかなければならないと感じている。

委　員：　施工時期の平準化もあり、また、市内企業の育成に力を入れていく必要もある。Ａ級を対象に総合評価を採用し、１者が応札したので、これはこれでいい経験であったのかなと思う。

事案５・・・妻沼南河原環境浄化センター活性炭吸着原水ポンプＢ号機他組立設置工事
【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　複数の案件で同じ業者が相次いで落札している背景は何か。

事務局：　落札業者は同施設の維持管理を受託しており、施設の内容を熟知していることが落札できた理由と考えられる。

委　員：　他の３案件でも複数者が入札しての同一業者による落札となったということでよいか。また、何者を指名したのか。

事務局：　他の３案件でも入札結果はそのとおりである。

事務局：　１件は９者、２件は１０者の指名である。

委　員：　維持管理をしている業者は有利になるのか。

事務局：　施設の工事では、施工した業者や管理している業者は、他の業者と比べると有利になると考えられるが、本工事も競争入札を行った結果である。

委　員：　競争入札に付した結果であるので正当ではあるが、１つのパッケージで随意契約にしてもおかしくない案件なのではないか。複数工事に分けて契約するから疑問が生じるのであって、落札業者でなければ工事をできないと他の業者は分かっているのではないか。

事務局：　透明性の確保という観点から、基本的には一者随契はできる限り避けなければならないと考えている。また、１者が最低制限価格未満で失格となっており、この業者は落札を狙ってきたと思われ、他の業者では工事ができないわけではないと思われる。

委　員：　難しいところで、１つのパッケージで随意契約にすると、高額での随意契約になり不透明感が増すことになる。随意契約にする方が合理的な面があるが、複数に分けることで透明性を確保するということもあってバランスが難しい。苦労しているということであろうが、こういった場でチェックすることは大事なことと思う。

事案６・・・橋梁点検業務委託（Ｒ３）【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　市内の橋梁の数と、それらをどういった計画で点検しているのか。また、２４０橋を一括して発注した理由は何か。

事務局：　本市では点検の対象となる橋が１０７４橋あり、５年に一度の点検が義務付けられていることから、一年度におおむね２００橋を点検するところ、橋梁の形状によって単価が異なること等もあって、今年度は２４０橋を点検することとなった。また、２４０橋を分割発注することも考えられるが、本市は橋梁が非常に多いことから、発注業務の軽減の点からまとめることとした。

委　員：　市内本店の業者が４者しかいないのは心許ない印象である。インフラの維持管理は焦眉の課題である。市内業者が技術力をつけるということも大事で、健全な競争をしつつ維持管理をしっかり進める必要がある。

委　員：　他県の事例で、水管橋が崩落し数万人もの市民が水を使えなくなるということがあった。仕事の質を求めることも大事であり、また、地元業者であれば、地元という意識において、例えば通勤等で橋を渡ったときに何かしらの「気付き」もあると思う。そのようなときにすぐに対応できるのは足回りのいい地元業者で、こういった仕事を受けられる仕組みを作ることも大事かと思う。対象を広げて仮に遠隔地の業者が落札した場合にもドローン等で点検するのであろうが、技術のある市内業者が増えて仕事が回るようになれば市民も安心であろうし、地元経済も回る好循環ができればよいと思う。

委　員：　熟練した技術者の高齢化が進んでいる。育成には時間がかかる状況で、そこを補うのはドローン等の新しい技術になってくるが、すぐに解決するわけではなく、特に点検等は最終的には人間の眼でしっかり点検しなければならない。市内の業者が新しい技術を身につけて機動力を発揮する仕組みも大事である。

事務局：　県レベルではICT活用の推進として試行している状況である。

＜上下水道部＞

事案７・・・吉岡配水場施設改修工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　事務局から何か補足の説明があるか。

事務局：　本工事は電気や機械設備等が経年劣化しているため更新を行うもので、４年間かけて行うため設計金額も高くなっている。

水道は市民生活に不可欠なライフラインであり、配水停止させることなく工事を確実に実施する必要があり、更新工事の施工実績のある会社でなければらない。３者の応札があり、本市でも機器の更新や修繕工事等の実績のある市外業者が落札した。なお、外構の解体等の工事には市内業者２者が下請に入っている。

委　員：　もともとのプラントを施工した業者はどこか。

事務局：　落札業者とは違う業者である。

事案８・・・上奈良地内ほか配水管改良工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　入札結果表で資格喪失となっている業者がいるがこれは何か。

事務局：　本工事は一抜け方式を採用しており、当該業者は別の工事を落札したため本工事に応札する資格を喪失した。

事務局：　一抜け方式とは、複数の同種の工事において、ある工事を落札した業者は次の工事に応札できないようにする制度である。

委　員：　当該業者が落札したのは同じ日に開札した工事ということでよいか。

事務局：　御指摘のとおりである。

事案９・・・下水道実施設計業務委託（その５）【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　設計金額が高い理由は何か。

事務局：　本委託は推進工法の設計となっていて、通常の開削工法の設計よりも高額になっている。

委　員：　この地域の下水道の整備状況はどうなっているか。

事務局：　認可区域のうち、おおむね８割が整備済みである。

＜総括＞

委　員：　総合評価方式をＡ級まで拡大したことについて、応札が少なかったが市内業者への周知はどうだったのか。一般競争入札を想定していた業者は面倒になってくることもあると思うが、市の方針をどのように伝えていたのか。

事務局：　まず、入札公告において総合評価方式であることを公表している。また、市内業者への周知については、意見交換の場を設けている。

委　員：　総合評価で業者が驚いたりしたということではないということか。

事務局：　応札が少なかったのは、やはり工事が重なったことが最大の原因と考えられる。

委　員：　随意契約は確かに不適切な事例の温床になりうるという面もある。しかし、他方でコストや品質の問題、この業者にしかできないといったこと等を勘案

して、法令に該当することの説明がつくのであれば競争入札を行う必要はない。合理的な根拠があって説明責任を果たせるのであれば、随意契約は決して忌み嫌うものではないと考えている。

事務局：　法令に基づき、本市でも随意契約の案件もあれば競争入札の案件もある。案件ごとに工事の内容等を確認して判断してまいりたい。

ウ　その他

事務局：委員の任期は３月末までとなっており、定例の会議は今回で最後になるが、設置要綱の規定に基づき、新たな委員の体制が決まるまでの間に苦情等の審議案件が発生した場合、現在の委員に審議をお願いすることとする。

以上で、閉会となった。